

福祉サービス第三評価結果の公表様式〔保育所〕

① 第三者評価機関名

(株)第三者評価機構 静岡評価調査室

② 施設・事業所情報

名称：萩間保育園	種別：保育所	
代表者氏名：園長 山田まり	定員（利用人数）：	50名
所在地：静岡県牧之原市西萩間889番地		
TEL：0548-54-1230	ホームページ：makijigyoudan.jp	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和48年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 牧之原市社会福祉事業団		
職員数	常勤職員： 13名	非常勤職員 2名
専門職員	（専門職の名称） 名	
	保育士 12名	保育補助員 1名
	調理員 2名	
施設・設備 の概要	（居室数）	
	保育室5 遊戯室2	（設備等）
	給食室1 職員室1	グラウンド

③ 理念・基本方針

「心豊かにたくましく」
保護者や地域社会と力をあわせ、一人一人の育ちや生活環境に十分心を配り、園生活を通して次世代を担う「心豊かでたくましい子」を育てます。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

園庭開放
発達支援コーディネーターによる子育て相談
個人面談
保育参加会
土曜保育

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年 7月 1日（契約日） ～ 令和 6年 12月 31日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回（ 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

防災と危機管理を支えるアイデアの豊かさと、意識の高さが垣間見えます

毎年作成する「萩間地区防災マップ」や、園舎内外の危険箇所を把握するための「見取り図作成」は、防災や危機管理における「見える化」を意識しており、それぞれ意図することが一目瞭然となるよう工夫されています。特に危険箇所の把握に関しては、駒沢女子短期大学の猪熊弘子教授によるZOOM研修「重大事故・不適切保育を起ささないために～『子どもの権利』から保育の安全を据え直す」を受講したことを契機に始まり、学びを具体的な行動に落とし込む職員の意識の高さが覗えます

主体的な保育を目指す職員集団は、保育の質向上への原動力となっています

「園の保育目標を決めよう」から話し合いが始まり、今年度の「研修テーマ」を職員間で検討しています。前年度は物的環境に焦点を当て、今年度はテーマを継続しつつ、人的環境の工夫から遊びの充実を図り子どもの笑顔があふれる保育園を目指そう日々研鑽を重ねています。主体的とは何かという問いを通じ、「人的環境として自分がどの様に子どもと関わっていけばいいのか」「遊びたいことをやっているだけでは主体的ではないのではないか」と、保育の質向上に向け職員同士が率直な意見を交わす姿勢は、園全体の成長に繋がると捉えられます

子どもと共に模索し、子どもと共に創り上げる保育が展開されています

日頃から異年齢の交流が自然に展開されており、遊びの場面でも小さい子が大きい子の遊びを真似するということが繰り返されています。例えば、3歳児がドングリを転がし、それを見ていた2歳児が真似をして転がそうとして上手くいかない時、保育者は転がし方を教えるのではなく「あれ？転がらないね」と子どもの思いを代弁しつつ、その後の経過と一緒に楽しみながら関わっており、子どもの探求心や学びの過程を尊重し子どもに寄り添うことを大切にしています

◇改善を求められる点

園運営を支える「経営書」の重要性を再認識し、効果的な活用を期待します

「経営書」は保育運営への願いが込められ「全体的な計画・年間指導計画・クラス運営・各種計画・危機管理への対応」などの計画や指針が50頁にわたり綴られています。特に保育の計画には職員の思いや考えが反映されており、食事指導計画や健康管理保健年間計画、安全管理等がそれを支えています。今回の訪問調査では、計画に盛り込まれている内容が十分に把握されていない状況が見受けられました。園長は今後「ランドデザイン」の作成も視野に入れているため、改めて「経営書」を職員間で確認し、内容の共有や適切な活用を進めていくことが求められます

教育・保育の質の向上を支えるPDCAサイクルの再構築が望まれます

ICT導入前までは年間計画に沿った期ごとの振り返りがおこなわれていましたが、導入後は滞った状況が続いています。また、保育方針である「心豊かでたくましい子」を育てるために、「丈夫なからだ・豊かな表現力・やさしい心」の3つの柱を基にクラス

の運営方針を立てていますが、保育が展開される中でこの柱に沿った振り返りが十分におこなわれていないという気づきも得ています。振り返りは、保育の質を向上させるための重要な手段です。現在取り組んでいるPDCAサイクルも含め、振り返りの過程がより意識的におこなわれるよう、更なる改善を期待します

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

安全管理の面や保育の質の向上についての取り組みについては特に力を入れている部分だったので、高い評価をしていただいたことが今後の励みにも繋がりました。反面、経営書の重要性や事業計画、指導計画の作成等経営面については、指摘があった通り、自分の認識不足や職員への周知の甘さ、振り返りや協議等取り組み方の甘さに気付かされました。今回、評価を受けたことで今後の課題が明確になり、評価の低い部分をより意識的に改善へしていきたいと思えます。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>牧之原市公立園が培ってきた保育内容や地域における役割を継承しています。保育園のしおり（重要事項説明書）に「牧之原市の教育・保育施設の基本理念に基づき～」と運営方針を明記しており、牧之原市の基本方針である「心豊かにたくましく」を保育園の基本方針として掲げています。職員は年度初めに基本方針を実現するための具体的な方向性を市研の園内研修で話し合っています。新入児の保護者には入園説明会で「保育園のしおり（重要事項説明書）」を配付していますが、全ての保護者への手元には行き届いておらず周知には課題が残ります</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営を取り巻く環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>園長は市の広報誌を通じて「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」や「市民意識調査結果」の情報を得ており、市の施策や地域の課題を把握しています。また「牧之原市子ども子育て会議」のメンバーでもあることから、子ども子育て課が実施したアンケート結果からも、小学校入学時の不安や相談窓口の分かりにくさといった保護者に関する課題も認識しています。一方で、社会福祉事業全体の動向については積極的な把握には至っていません。事業の将来性や継続性を見据えながら保育の提供に努めることが求められているため、まずは情報収集から始めることを望みます</p>		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>法人本部が職員面談をおこない、人材育成の課題としてあげられている「職員の立場の違い</p>		

による職責への意識の差異」について対応を進めています。園長は、事業団園長会で示される予算執行状況報告より現状を把握し、コスト分析をおこなったうえで保育用品の購入先を検討しています。また、若手職員の育成を目的としたOJT体制の構築、安全に遊べる環境への配慮、さらに主任の事務時間を削減するための取組みもおこなっています。経営状況については、法人本部の事務担当や理事が毎月把握し、事業団園長会において報告されていますが、改善すべき経営課題についての職員への周知は十分におこなわれていません

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・㊸
<p><コメント></p> <p>牧之原市が掲げる「民間活力の最大限の活用」を実現するため、市が100%出資して当事業団が設立され令和4年度より公立保育園3園の移管を受けて運営を開始しています。現状、中・長期的なビジョンとしては牧之原市が策定した「牧之原市保育園等施設マネジメント計画」に基づき、市と連携して進めているとの認識でいます。一方で、法人としては今後の園児数や職員数の確保、不足する設備の充実、園舎の建て替えなどを長期的な課題と捉えています。次年度には新たに1園の経営が移管される予定であることから、これらの課題に対応するため中・長期の事業計画および収支計画の策定を進めていく考えでいます</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・㊸
<p><コメント></p> <p>保育目標の「子どもの笑顔があふれる保育園」を実現するため、経営書および全体計画を基盤にした単年度の計画が策定されています。それぞれの計画は前年度の反省や課題を踏まえ検討した内容が反映されています。特に、年間指導計画は「丈夫なからだ」「豊かな表現力」「やさしい心」と3つの柱の押さえがされている「クラス運営方針」を基に作成されています。給食計画も同様に、給食運営方針を打ち出しています。ただし、中・長期計画は策定されていないため、それらを踏まえた単年度の計画にはなっていません</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>「保育行事実施状況、保健衛生、防災安全、職員会議、職員研修、施設整備・修繕、ご意見・お問い合わせ」に関する内容を事業報告に取りまとめ、次年度の計画については職員会議で検討しています。当該年度の事業計画は職員会議の場で説明され周知が図られています。大きな行事である川遊びは保護者の協力も得るため、職員だけでなく保護者との話し合いの場を設けており、保護者の負担や子どもにとってより良い取組みを検討した結果、川遊びを夏祭りに変更しています。行事計画が子ども中心に検討されていることが観えます</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㊸・b・c
<p><コメント></p>		

コロナ禍以降、保護者会総会は書面開催となり事業報告や事業計画はアプリを利用し報せています。また、「年間行事予定」だけは書面配付を望む声が保護者から上がり対応しています。保護者代表が集まる保護者会は年3回開催し、行事計画の報告や保護者総会について、夏祭りや運動会など行事について話し合う機会としています。また、検診のお知らせ、園外保育のお知らせ、行事のお知らせは、必要事項をアプリから配信しています。保護者からの質問には都度応えており、個別の説明も必要に応じておこなっています

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>週案は担任が振り返りと評価をおこない次週のねらいを立て保育を展開させています。月案も同様に振り返りをおこない「評価・反省」を通して「今月初めの子どもの姿」を押さえた上で計画を作成しています。それぞれの反省には必ず園長がコメントを返しており職員の意識向上につなげるとともに、月案検討の園内研修が職員間でより良い保育を目指すための検討の場となっています。第三者評価の受審は今回が初めてとなることから、今後、園長のリーダーシップのもと主任と連携し、評価結果を分析・検討する機会が組織の仕組みとして定着していくことを望みます</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>「保育所の保育のチェックリスト100」や「前期・中期・後期」の振り返りでは、職員の意見を集約し課題を導き出しています。見出した課題については職員会議の議題として取り上げ、どのように対応すべきか話し合い、今できることは何か、今後対応していかなければならないことは何かを検討しています。保育の内容について評価する仕組みは整備されているため、第三者評価の受審結果から導き出した課題についても、PDCAサイクルを意識的かつ効果的に循環させ、継続的な改善に取り組んでいくことを期待します</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>園長は、経営書の「Ⅳ. 保育運営」の中の「(1) 勤務の心得 (2) 安全管理 (3) 保育の計画」を基に「職務の心得」を作成しています。園だよりには毎月必ず園長のコメントが掲載されており、災害に対する園の姿勢や健康管理に関する方針、目指すべき子どもの姿につ</p>		

<p>いて触れています。職務分掌は職位に応じた業務内容を明確に示しており、経営書に記載されているものの、会議での詳細な説明はおこなわれていません。今後は、有事における園長不在時の権限委任も含め、職員に対して明確に示すことが望まれます</p>		
11	<p>Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	<p>a・⑩・c</p>
<p><コメント> 保育用品の購入にあたっては、主任と連携し一社に偏らないよう配慮しています。また10万円を超えるものは2社から見積もりを取り検討しています。さらに50万円を超える場合は、法人本部での見積もりを比較した上で発注をしています。施設長には法令や倫理を正しく理解し、責任者として職員が遵守できるよう取り組むことが求められます。令和5年度から新規採用職員は個人情報保護を含む関係法令の説明を法人本部より受けることになっています。まずはその内容を把握した上で、福祉分野に限らず、労働や防災、環境への配慮を含む遵守すべき法令の把握が進むことを期待します</p>		
<p>Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	<p>⑩・b・c</p>
<p><コメント> 園長は保育者の日々の活動記録や振り返りを確認し、「振り返りの内容に厚みがあり翌日に生きていますね」「その子の思いはどうだろう？と一歩踏み込めたりしていますね」と前向きに取り組んでいる姿を評価しています。また、前期・中期・後期ごとに運営に関する反省や課題を職員全体で共有しており、園全体の課題について改善を図る仕組みを整えています。保育に対する経験不足といった課題には、職員と共に考える姿勢で関わっており、月1回の園内研修では保育に関する悩みや課題を共有し方向性を示しています</p>		
13	<p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<p>a・⑩・c</p>
<p><コメント> 園長はICTを活用して登降園の管理や保育記録の簡略化に取り組む、職員全体が業務改善に対して共通の認識を持てるように努めています。また、有給休暇5日を確実に取得できるようシフトを調整し、用事がないため休まない職員や申し出のない職員に対しても積極的に声をかけることで休暇取得を促進しています。法人本部主催の園長会議では、経営状況の確認や各園の業務内容の報告を受けていますが、労務や財務の面では十分に把握できていない部分が多いと園長は認識しています</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		<p>第三者評価結果</p>
<p>Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	<p>⑩・b・c</p>
<p><コメント> 法人本部では職員採用計画を整備し、経験年数や勤務体制に応じた人員配置を目指しています。現在、公立園から事業団に移行して間もないため新規採用や経験3年未満の保育者が多</p>		

<p>い状況ですが、公立園から経験豊富な職員を派遣してもらい保育の質を確保しながら学びの場も保障しています。また、職員採用のため保育科のある大学や専門学校を訪問するとともに、大学生専用の紹介サイトやハローワークの登録もおこなっています。保育園では実習の場が就職に結びつくよう、主任が中心となり実習生との対話を重視する体制を整えています</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・①・c
<p><コメント> 職員自身が必要な力を身に付け、組織の一員として保育の質の向上を目指すとともに、身に付けた力を十分に発揮し自信を持ってステップアップできるよう、キャリアアップ研修受講の体制が整備されています。また、職員の処遇改善に伴う手当に関する内規が定められていますが、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度などを一定の基準に基づいて評価する仕組みは現在整備されていません。その必要性は認識していることから、人事考課制度の整備が進むことを期待します</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・①・c
<p><コメント> 「社会福祉法人牧之原市社会福祉事業団職員就業規定」に基づき職員の意向を反映したシフト調整や年5日以上の有給休暇取得、特別休暇取得が保障され、園長が責任者として対応しています。また、職員面談は法人本部で実施され必要に応じてその内容が園長にも伝達されています。しかし、保育園内では職員との定期的な面談の機会は設けられておらず申し出により対応しているため、職員の意向や状況を日常的に把握する仕組みの整備が求められます</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・②
<p><コメント> 園長と主任は職員とのコミュニケーションを通じて、個々の悩みや課題を把握していますが、それを職員一人ひとりの目標として明確に示すことはおこなわれていません。職員それぞれの知識や経験に応じて具体的な目標を設定しながら保育に取り組むことが求められており、これらはモチベーションを高めることにもつながります。日常的な助言や支援に加え、目標を共有し達成に向けた具体的な行動を示す体制を整えることが重要であり、早急な対応が求められます</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・①・c
<p><コメント> 「県保育士会研修計画」「県保連中部支部研修計画」「榛原地区保育連合会研修計画」「静岡県保育士等キャリアアップ研修実施計画」の用意があり受講者を事前に決定しています。これらの計画は、各団体が策定した研修計画に基づいて立てられた研修予定となっています。参加者がより実践的に学びを得られるとともに、保育者としての専門性やスキルの向上につながるよう、受講者が体系的に学びを深められる研修計画の策定が必要となります</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	②・b・c
<p><コメント> 「牧之原市社会福祉事業団 キャリアアップについて」を備え、「保育士等キャリアアップ体</p>		

<p>制」の項目においては、「研修受講により習得が必要な職務分野」を具体的に明示しています。この体制には、リーダー的保育士によるOJTへの推進や、研修修了後に専門リーダーとして発令される仕組みが含まれています。また、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修といった多様な学びの機会が確保されています。さらに、研修は全員参加を目指しており、嘱託職員にも必要に応じた研修への参加を積極的に促しています</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>「保育実習生受入れマニュアル」を整備し、実習生への指導体制を構築しています。このマニュアルでは、「ねらい（意義）」「保育士の基本的な考え方」「実習生への思い」を明示しており、実習生に学んでほしいことや期待する姿勢として、「笑顔で元気に自分から挨拶をする」「子どもの思いを知ろうとする」「保育士がなぜ園児にそのような関わりをしたのかを理解しようとする」ことなどを、保育者がKJ法を活用して導き出しています。園全体で実習生を支える姿勢が見られる一方で、実習指導者に対する研修はおこなわれておらず、指導の質をさらに向上させるための取組みが求められます</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>園の情報は牧之原市が提供するサービス「まきはぐネット」やICTツールを活用して発信しています。また、法人本部のホームページとWAMNETを通じて財政諸表、事業計画、事業報告などを開示し、苦情・相談は事業報告に掲載しています。さらに、毎月配信している園だよりは保護者だけでなく、地区会や近隣の小学校、議員、駐在所にも書面で配付し、園での活動の様子を広く伝えています。第三者評価の受審結果を受けた改善や対応の公表は今後予定されており、園長はアンケート結果を含めた情報を保護者が見やすい手段を活用して公表する予定です</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>経理規程に則り主に法人本部が経理や取引を担っています。保育園の職員も規程をいつでも確認できるよう保管場所が整備されています。また、会計責任者や出納職員には辞令を交付し、担当者が責任を持って職務を遂行することで組織全体の安定した運営を実現しています。「職務分掌、分担」では、職種ごとの主な職務内容を明確に示し、責任の所在が一目で確認できるようになっています。これらの内容は経営書に適切に記録・管理されており、職員が必要な情報をいつでも確認できる仕組みを整えています。さらに、職員会議を通じて周知徹底が図られ、運営の透明性と円滑化に寄与しています</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>散歩先ではヤギとの触れ合いやお茶摘み、芋掘りなど、さまざまな体験ができる機会を設けています。地域の老人福祉施設への訪問は、毎年、施設職員と調整しながら計画を進めています。また、そば打ち体験では、園長自ら「絆作りの会」に参加し、そば打ちの練習に取組むなど、計画実現に向けた積極的な姿勢を示しています。園長は園の方針を「見える化」するために「グランドデザイン」の作成を目指していることから、地域との関わり方について園の方針が明示されることを期待します</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>「ボランティア受け入れマニュアル」では「福祉に対する理解を深める人材を育成する」という「ねらい」を掲げ、丁寧な対応やボランティアに合わせた指導・援助をおこなうことを示しています。職場体験やジョブシャドウイング事業、インターンシップを通じて地域の学校教育にも協力しており、中学生からは「保育士になりたい」との感想も寄せられています。体験実習では「保育園体験実習にあたって」の書面を準備し、子どもとの遊びのポイントを伝え前向きに関われるよう配慮しています。今後は、地域の学校教育への協力に関する基本姿勢を明文化し、その方向性を明確にすることが求められます</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>萩間明るい子どもを育てる会・萩間地区絆づくり事業 実行委員会・牧之原市子育て支援連絡会（要保護部会）への参加を通じて、関係機関との連携を強化しています。さらに、学校防災連絡会議では「避難経路図及び避難所開放クラス」や「避難訓練計画表」を提示しています。この会議で、保育園の第三避難場所が徒歩でアクセスできない場所にあることを課題として挙げたところ、参加者のアドバイスを受け近隣の商業施設へのアプローチが実現し、徒歩での移動可能な避難場所が確保されました。今後も地域の共通の問題に対して関係機関と連携し、解決策を見出していくことを望みます</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>「伸び伸びと子どもが育ち、今と未来の子育てを地域で支え合う まきのはら」を基本理念に掲げた「牧之原市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、園長は子ども・子育て会議の委員を務めています。会議では年2回のワークショップがおこなわれ、保護者の意見を通じて、「地域に安心して遊べる公園が不足している」という課題を掴んでいます。また、同</p>		

計画に基づく市民アンケート調査の結果から、社会問題となっている「子どもの貧困」についても、地域にとって身近な課題として挙がっていることを認識しています		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>子どもの貧困を重要な課題と捉え、牧之原市でおこなっているフードバンク事業に保育園としても参加しています。園だよりを通じて保護者に事業内容を伝え協力を呼びかけるとともに、園内にフードバンクBOXを設置しています。また、保育園が地域の災害時避難所に指定されていることを踏まえ、「南海トラフ巨大地震注意情報」に対応できる受け入れ態勢を整えるため、「萩間保育園 保育園等施設避難所開設マニュアル（案）」の検討を急いでいます。こうした現状を捉えた対応に加え、保育園が持つ専門的なノウハウや情報を地域に還元する取組みが進むことを期待します</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>年度初めに子どもを尊重した保育を理解するため、「人権擁護のためのセルフチェックシート」を用い基本的人権への配慮について再確認する時間を設けています。また、子どもたちは2年に一度、人権擁護委員による「人権教室」に参加し、「ニコニコ言葉とチクチク言葉」や「思いやりの心」について学ぶ機会を得ています。その様子はICTを通じて保護者にも共有されており、「子どもの心の成長を感じた」といったエピソードが寄せられています。子どもを尊重した保育の基本姿勢については、標準的な実施方法として明示はありませんが、「職務の心得 4. 子どもへの接し方」の中で、「子ども理解と援助」として示されています</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>テラスでのシャワー使用時にはタープを張るなどして快適で安心な環境づくりに努めています。また、プール遊びでは、園外から子どもたちの様子が見られないよう視界を遮る対策をおこなっています。プライバシー保護については、「全国保育士会倫理綱領（プライバシーの保護）」を保育の基本姿勢として捉えています。その内容は主に個人情報保護に関するものとなっています。園長は現在の取組みを反映させた具体的なマニュアルを整備することで、職員の理解が深まり周知や理解がより効果的に進むと考えています</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・⑩・c
<p><コメント></p>		

保育園の紹介資料には写真が豊富に使用されており、保育目標や地域・保育の特徴、保育園の1日、年間行事予定、園庭開放日の情報が掲載されています。また、見学者に対しては丁寧に対応し、園内や園庭を一緒に回りながら環境について説明したり、質問に答えるなど、親切で分かりやすい案内をおこなっています。また、見学の日程調整をおこなう時には、可能な限り相手の希望に添えるよう努めています。紹介資料は見学に来た人に配付していますが、公共施設など公の場への設置はおこなわれていません

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・①・c
----	--	-------

<コメント>
 入園説明会では、職員体制、開園日や開園時間、利用開始、終了時に関する留意事項など、詳細な情報が示されている「保育のしおり（重要事項説明書）」を配付の上、特に重要な内容については補足を加えながら説明しています。説明会に参加できない場合には日時を変更するなど個別の対応をおこない、すべての保護者が説明を受けられるよう努めています。また、「重要事項の説明に関する同意書」も交わしています。配慮が必要な保護者に対しては個別に対応することとしていますが、様々な状況を想定しての準備には至っていません

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・②
----	---	-------

<コメント>
 転園への対応については、保護者の同意を得た上で行政や転園先と連絡を取り合い、必要な情報の提供や共有をおこなっています。ただし、これらのやり取りを記録に残す仕組みは整備されていません。また、保育園の利用終了後も保護者からの相談に応じる姿勢ではいますが、子どもや保護者が相談できる窓口や担当者の正式な設置には及んでいません。保育園の変更にあたっては、保護者が少なからず不安を抱えることが多いと園長は認識しているため、保育の継続性に配慮した仕組みや体制づくりの整備が求められます

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・①・c
----	---	-------

<コメント>
 保護者との個別面談を実施し情報交換をおこなうほか、日々の送迎時にも園に対する意見や要望を聞き取っています。また、年に1回参加会を開催し、子どもの様子を見る機会を設けています。一方で、これまで利用者調査を実施してこなかったため、利用者の満足度を正確に把握できていない現状があることから、調査を担当する責任者の配置や第三者評価受審の際の利用者アンケートの内容を分析・検討する機会を設け、その結果に基づいた具体的な改善が図られることを期待します

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・①・c
----	--------------------------------------	-------

<コメント>
 「保育園のしおり（重要事項説明書） 23 保育内容に関する相談・苦情窓口等」において、解決責任者は園長、受付担当者は主任と明記されており、第三者委員として主任児童委員および地区民生委員2名の氏名と連絡先を記載しています。意見箱の設置もありますが多くの

<p>人が出入りする玄関に設置のため投書されることはなく、直接保護者から要望や相談が寄せられることがほとんどです。しかし、直接申し出ができる保護者ばかりではないことを踏まえ、意見箱の設置場所について再検討し、より利用しやすい環境を整えることが望まれます</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	<p>a・①・c</p>
<p><コメント> 保護者からの相談には随時対応しており、プライバシーに配慮して個室での対応を基本としています。また、発達支援コーディネーターとして主任を任命し、子どもの発達に関する悩みも支援しながら、保護者と共に二人三脚で子育てを支える姿勢を大切にしています。「保育園のしおり（重要事項説明書）」には相談・苦情窓口について明記されているものの、発達支援コーディネーターに関する記載は見受けられません。主任が兼務していることも一因と捉えられますが、保護者に対する周知内容の再検討が求められます</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a・①・c</p>
<p><コメント> 「牧之原市社会福祉事業団間保育園に対する意見・要望等相談解決実施要領」が整備されていますが、定期的な見直しまではおこなわれていません。相談や意見の把握した後、すぐに返答できない場合は、「確認をしてから何日までにお返事をさせていただきます」と、後日の返答になることと期日を明確に伝えており、保護者が安心して待つことが出来るようにしています。園長は普段から一人ひとりとの何気ない会話を増やし、保護者との信頼関係を深め、直接伝えてもらえる環境を作ることが必要だと考えています</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>②・b・c</p>
<p><コメント> リスクマネージャーとして明確に示してはいませんが、園長の業務内容として「健康安全管理」が職務分掌に明示されています。毎月実施の安全点検は「安全点検表」をもとに、保育室・テラス階段・トイレ・手洗い場・園庭の書く点検事項に沿って確認をするとともに、その他、気づいたことの記載欄も設け、日常の安全点検を広い視野でおこなえるようにしています。また、園舎外、園舎内の危険個所の把握のために見取り図を作成し、予測できる危険に対するの対応を記しており、総じて危機管理に対する意識の高さが覗えます</p>		
38	<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>②・b・c</p>
<p><コメント> 感染症に対するマニュアルは公立保育園から引き継いだものであるため報告先や対応方法について見直しされています。市が開催する「感染症予防講演会」では予防や発生時の対応について学べる機会として職員が積極的に参加できる体制を整えています。また、牧之原市子育て課の栄養士から嘔吐物の処理方法の変更が伝えられ消毒方法や手順をマニュアルに反映させています。講演会では「情報を正確に伝えることで感染を減らせる」という学びも得ており、感染症発生時には玄関に「お知らせ版」を掲示し保護者に状況を迅速に報せています</p>		
39	<p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織</p>	<p>②・b・c</p>

	的にしている。	
<p><コメント></p> <p>「消防計画」では自主防災組織の編成とその任務が明確に示されており、必要な機材や器具、生活用品の一覧も管理され、備蓄に関しては「非常食備蓄品一覧表」や「災害時献立表」の用意があります。毎年「萩間地区防災マップ」を作成し、園児の家や各家庭の避難場所を確認しています。この防災マップを基に災害時には避難場所の見回りをおこない、園児や保護者の安否確認を実施します。職員の安否確認は携帯アプリを通じておこなうこととしており、年度初めや防災訓練時には安否確認の方法を再確認し周知を重ねています</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>保育における標準的な実施方法にあたりと捉えている「経営書Ⅳ、保育園運営(1)勤務の心得」には、「子どもの最善の利益を考慮した教育及び保育をするために」「日々愛情を持って接し、子どもの気持ちを大切に」という子どもの尊重や権利擁護の姿勢が示されています。しかし、保育の様々な場面で日常的に取り組むべきことが決められていると十分に判断できるものとはなっていません。今後、園内で保育に関する標準的な実施方法を改めて検討し、明確にしていく必要があります</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法である「経営書」には、全体的な計画、年間指導計画、クラス運営方針が含まれており、毎月の園内研修の場でこれらの振り返りや見直しをおこなっています。しかし、今回の第三者評価における自己評価の取組みを通じて、協議の場を持っていることで指導計画が十分に押さえられていると捉えてしまい、見直しが十分でない部分があったという課題を見出しています。保育に関する標準的な実施方法の検討を進めるとともに、その見直しに向けた仕組みをさらに強化していくことを期待します</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>指導計画はクラス担任が子どもの様子に基づいて作成しています。特に個別の支援が必要な場合は「個別計画」を立案し、保護者の同意を得た上で、巡回相談訪問時に臨床心理士からアドバイスを受けています。訪問前の準備する「フォローアップシート」は、「児の姿に対する保育士のねがい」と「現在の対応」を記し、巡回後には「具体的な支援方法」を導き出せるものとなっています。今後は、指導計画が子どもの最善の利益に資するものとなるよう、子どもと保護者の具体的なニーズをどのように計画に反映させていくか、職員間で検討を進めていくことが求められます</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>月初めの園内研修では各歳児の月案について職員間で検討し、他のクラスの職員との意見交換が叶っています。このような話し合いにより、より良い関わりが見出されていますが、検討結果は職員のメモに留まり月案そのものの修正には至っていません。前月の振り返りを基に立案された計画を職員間で検討する取組みは、当保育園独自の仕組みと捉えられます。個と集団の兼ね合いについて課題を明確にしながら3歳児の保育者の立ち位置を検討する場面もあったことから、こうした検討内容を月案に確実に反映させ、保育の質や保育者の質の向上に寄与することを期待します</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>乳児の経過記録は毎月の指導計画作成時に、幼児の経過記録は3期毎にICTシステム上で記録しています。経過記録の書き方については、資料と共に「肯定的な文章を意識して記載する」「具体的なエピソードを記入する」「子どもの性格や特徴を捉える」といった重要な視点を要約した「児童票 経過記録記入のポイント」を職員に配付しています。記録内容は園長が承認し他の職員も確認できるようになっており、経験の浅い職員に対しても差異が生じないよう配慮されています</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>「萩間保育園個人情報保護に関することについて」の書面を備え、個人情報の基本理念、利用の目的、第三者提供の制限、管理方法、安全管理措置を定めています。帳簿等の整備については、牧之原市公立園に準じておこなわれ、「文書管理運用マニュアル」（総務課作成）には、文書の保存年限が明記されています。ICTシステムを使用して個人情報を保存しており、取り扱いには十分に注意を払うよう職員に指導していますが、タブレットの管理に関しては徹底されていない面があり改善が求められます</p>		

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>地域や保育上の特性、家庭状況を踏まえつつ「保育及び教育の基本」「保育及び教育の目標」「育みたい資質・能力」「園目標」を押さえた上で全体的な計画を編成しています。園長は、保育者が立案した年間指導計画とクラス運営方針をもとに全体的な計画の「年齢別保育目標」</p>		

<p>「保育の内容」に反映させています。この流れが定例化しており全体的な計画そのものを定期的に評価し次の編成に活かすには至っていません。全体的な計画を職員と共に振り返り次の編成に活かす取組みが求められます</p>		
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p>		
A②	<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a・⑩・c
<p><コメント> 子どもの年齢や人数、成長に応じて動線を工夫し机や遊び場の配置を適宜見直しています。感染症予防のため通年で換気を実施しており、夏場には熱中症計を子どもが見える場所に設置し、自分たちで気温の変化に気づき適切な行動が取れるよう働きかけています。清掃は消毒液を希釈したものや水拭きを基本におこなっていますが、棚の上や物の裏側など手が届きにくい場所は後回しになることが課題としてあげられているため、今後の改善を望みます</p>		
A③	<p>A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	⑩・b・c
<p><コメント> 保育者は「駄目だよ」「〇〇しなさい」など否定的な言葉を使わず穏やかな声掛けを徹底しています。子どもが大人を求めてきたときには十分に応え、自ら遊び始めたときには適度な距離を保ちながら見守り、子どもが保育者の姿を確認した時にはすぐに対応できる体制を維持することを職員は心がけており、「子どもが必要としている時に保育者が見ていなかった」とならないように主任も指導しています。さらに子どもが抱える「したい」「してほしい」「今は受け入れられない」といった複雑な感情に寄り添い、その時々の子どもの姿に応じた関わりを見出すことに重きを置いています</p>		
A④	<p>A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a・⑩・c
<p><コメント> 月間指導計画には生活習慣に関する内容として健康についての記載があり、年間を通じて基本的な生活習慣を徐々に身に付けられるようにしています。例えば着脱や排泄、食事は何かをできるようにすることが目的ではなく、子どもが興味を持ち自らやってみようと思えることが重要だと捉え、その過程を大切にしています。子どもが理解しやすいように「お茶や水を飲みましょう」「時々、休憩をしましょう」など、わかりやすい表示をおこない活動と休息のバランスを取るよう配慮していますが、幼児の場合は個々の生活リズムに対する配慮には改善の余地があります</p>		
A⑤	<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a・⑩・c
<p><コメント> 栽培した朝顔を使った色水遊びや園庭の水路でザリガニを捕まえるなど、身近な自然に触れる機会を提供しています。また、ままごとや製作、ブロック、絵本、畳のコーナーなど、子どもがやりたい遊びを自由に楽しめる環境を整えています。さらに絵の具遊びや楽器遊び、体操とさまざまな表現活動を体験できるようにしていますが、行事に関連して取り組むことが多く保育者主導の場面があることは否めません。今後は年間を通じて子どもが自由に素材や用具に触れる機会を増やし、より主体的に活動できる環境を整えていくことを期待します</p>		

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもから離れる時には「いってくるね」と声をかけ、戻った時は「ただいま」と伝え子どもに安心感を与えることを大切にしています。また、子どもの成長や発達に応じ、年度途中でも0歳児と1歳児の合同保育から年齢別保育へと柔軟に切り替えています。さらに、つまり立ちが増えてきた子どものために、段ボール箱を遊具として工夫し、発達を促す環境を意図的に整えています。保育者は日々子どもたちの様子を丁寧に観察し、その変化に寄り添いながら環境や保育内容を適宜見直しています</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>先回りして援助や声かけをするのではなく、子どもがどのように行動するかを見守り「自分でやろう」とする気持ちに寄り添っています。また、「今、〇〇していたね。先生見ていたよ」と声をかけることで、挑戦や努力をしっかり受け止めています。たとえば3歳児の真似をして楯にドングリを転がそうと試みている時にも「こうしたらできるよ」と教えるのではなく、子どもが自分で考えて工夫する姿を大切にしています。その過程で生まれる発見や驚きを共に楽しみ、子どもの気づきに共感しながら感情を共有していくことを大切にしています</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>3・4歳児は少人数のため通常合同保育をおこなっていますが「丁寧な関わりを大切にしたい」「小集団でじっくり取組みたい」という時には年齢ごとの活動にも重きを置いています。「自分だけを見てほしい」と感じる子どもが多く保育者は集団活動に目を向ける前に一人ひとりの「好き」を理解することが大切だと考え、その日の子どもの興味や関心を捉えながら関わっています。個々に寄り添いつつ友だちと協力して一つのことをやり遂げる遊びや活動も取り入れ達成感や喜びを感じられる環境を整えています。子どもの姿は保護者や地域、小学校にも報せていますが、子どもの育ちを十分に伝えるには更なる工夫が必要だと考えます</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>配慮を必要とする子どもにはクラスの指導計画に加え個別の指導計画を作成しています。園での様子を保護者に伝えるとともに家庭での状況や対応についても確認し保護者と協力して支援方法を考えることを基本としています。また園巡回訪問支援を受け心理士のアドバイスを活用する体制が整っています。支援は人的環境に加え物的環境の整備も重要な要素の一つとなります。現在、障害に応じた建物や設備の整備は必要ないとのことですが、子どもにとってどのような環境が必要かを考え配慮が進むことを期待します</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容	a・⑩・c

	や方法に配慮している。	
<p><コメント></p> <p>特に乳児の長時間保育においては、朝早く登園した場合、その子の生活リズムに合わせて午前睡や午前のおやつを早めにおこなうなど個別の状態を見極めながら対応しています。子どもの人数が少なく日常的にそれぞれの部屋を自由に行き来する環境が整っているため、早朝や夕方に合同保育となる場面でも子どもたちは不安を感じる事が少なく、安心して過ごすことができます。しかし、長時間保育に関する保育計画の立案や保育内容の詳細な検討はおこなわれていません</p>		
A11	A-1-(2)-10 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>全体的な計画には小学校との連携を明示し、5歳児の年間計画では「様々な経験や対人関係の広がりを通じて自立心を高め就学への意識を持つ」ことをねらいとして掲げています。小学校にはバスで通う子どももいるため、実際にバスに乗り学校を訪れ校内の見学をおこなっています。今年度もこの取組みを継続し子どもたちに就学への期待感を育てていきたいと考えています。一方で保護者が小学校以降の子どもの生活について具体的な見通しを持つ機会が設けられていません。保護者が安心して子どもの成長を見守れるよう支援が進むことを望みます</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A12	A-1-(3)-1 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>職員がアプリで確認した内容を基に事務室に設置のホワイトボードに「出席・欠席・早退・遅刻・停止」の記録をおこなっています。また、各クラスでは「登校園管理名簿」を用いたチェックが実施され、子どもの健康状態の確認が徹底されています。感染症や胃腸炎、食物アレルギーの対応マニュアルが整備され、全体的な計画や健康管理保健年間計画には健康に関する指導の押さえが示されています。しかし、保健に関する計画があるものの職員による十分な把握には至っていません。保健計画を作成するだけで終わらせず、計画の効果的な活用を進める必要があります</p>		
A13	A-1-(3)-2 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>内科検診や歯科検診の結果は児童票に記録しています。保護者にはアプリの一斉メールで報せており、状況に応じて個別の伝達もおこなっています。健康診断や歯科健診の結果を保健に関する計画に反映させることが求められていますが、現時点ではその取組みはおこなわれていません。毎年1回、歯科衛生士がフッ素洗口について話をしてくれる機会があり、話を聞いた後の取組みを計画に反映させていくことができると職員は気づきを得ています。計画を見直し改善を重ね保育が展開されることを期待します</p>		
A14	A-1-(3)-3 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに基づきアレルギー疾患のある子どもの対応をおこなっています。「食物アレルギー対応マニュアル」には献立の検討から誤飲誤食してしま</p>		

<p>った時の対応がフローチャートでわかりやすく示され、令和5年4月にはその内容の見直しがおこなわれています。熱性けいれんの対応については保護者からの情報をもとに個別の対応マニュアルを作成することが決められています。体制は整備されていますが保護者に対してアレルギー疾患や慢性疾患等についての理解を深めるための取組みには至っていません</p>		
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A15</p>	<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a・⑩・c</p>
<p><コメント></p> <p>子どもが育てた夏野菜を目の前で調理をすることで、においや音、素材の味を感じる貴重な体験を提供しています。また、給食の展示やレシピを用意し家庭への関心を促しています。給食の盛り付けにおいては、子どもが「これ少しにして」とリクエストすることがあるため、「どのくらい？」と尋ねながら量を半分にするなど適切に調整しています。食べ進めが遅くなった子どもには、「どうする？」「食べられそう？」と声をかけ、実際に量を見せて「どちらなら食べられる？」と確認しています。食器の材質や形については現状のままで、特段の検討はおこなわれていません</p>		
<p>A16</p>	<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>⑩・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>家庭で記入してもらった「食事確認表」を基に、食べたことのある食材や調味料の確認をしながら個々の発達段階に応じた離乳食を提供しています。また、こいのぼりライスや七夕そうめんといった行事食に加え、地元出身の著名人にちなんだ「梅太郎丼」や地元の農産品を使用した「お茶の葉のてんぷら」など地域の食材も積極的に取り入れています。毎月の献立会議では子どもに好評なメニューを確認し、残食の状況を踏まえて食材やメニューの見直しをしています。調理員は感染症の発生がない時は子どもと一緒に食事をする機会を設け、調理室を訪れる子どもたちには献立の話をするなど日常的な関わりも大切にしています</p>		

評価対象 A-2 子育て支援

		<p>第三者評価結果</p>
<p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A17</p>	<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	<p>a・⑩・c</p>
<p><コメント></p> <p>「喫食状況・午睡時間・排便回数」の情報はアプリを通じて毎日保護者に届けています。子どもの日常の様子については週に1回配信し、送迎時には直接子どもの様子を伝えています。保育参加会では日常の活動に子どもと一緒に保護者が参加する機会を設けています。個人面談の内容は記録に残し家庭との連携を大切にしていますが、日々の情報交換の内容は記録として残す仕組みが定められていません。ICTの導入により情報共有が容易になった一方で、従来とは異なる印象を保護者が感じていることが利用者アンケートから把握されます。家庭との連携の在り方について再検討が望まれます</p>		
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>		
<p>A18</p>	<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行って</p>	<p>a・⑩・c</p>

	る。	
<p><コメント> 保護者からの相談に対し保育者が適切に対処できるよう、園長や主任は「その場ですぐに返事を返さず、まずは報告するように」と指導しています。職員によって対応に差が生じないよう、保護者との面談には必ず主任が同席し保護者に寄り添いながら職員をサポートしています。連絡ノートを使用していた時期と比較すると、ICT導入後は保護者とのコミュニケーションの量や質に違いがあると職員が感じているため、保護者との関係性をより深めるための対応について見直しが求められます</p>		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・⑩・c
<p><コメント> 「虐待対応マニュアル」が整備され、牧之原市役所子ども子育て課への報告と子どもセンターへの通告体制が確立しています。児童虐待初期対応研修は牧之原市主催で年2回実施されており職員が交代で参加しています。研修内容は職員会議で報告され、その後も書面の回覧をおこない理解を促しています。研修への参加を通じて、虐待の芽に対して職員の意識が高まり、日常のちょっとした言動にも注意を払うようになったと主任は感じています。ただし、マニュアルに基づく園内研修はおこなわれていません</p>		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・⑩・c
<p><コメント> 「保育所の保育のチェックリスト100」において自己評価実施後、グループでの話し合い、会議での検討と振り返りの場を確保しています。毎月の「園内研修」では、前月の保育の振り返りや次月の指導計画について職員間で協議しており、日々の活動記録と振り返りは園長や主任がアドバイスをし、保育について共に考える姿勢を示しています。年間指導計画は期ごとの振り返りを実施していましたが、昨年度9月にICTシステムを導入して以降、その機会が設けられないままとなっています。これまでの取組みを継続・発展させ、保育の質をさらに向上させる風土の醸成を期待します</p>		